

平成26年(ヨ)第37号
情報削除仮処分命令申立事件
債権者 豊田泰史
債務者 吉田益夫

意見書

和歌山地方裁判所民事部保全係 御中

平成26年7月2日

〒640-8152

和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201(送達場所)

債務者 吉田 益夫

電話番号 073-499-7231



債権者の平成26年6月26日付主張書面(1)に対し、まったく意味不明なものであるが、債務者は誠実さを持っているので、この意味不明な主張書面(1)に反論する。

1. 和歌山弁護士会への弁護士懲戒請求

債務者は、和歌山弁護士会に弁護士懲戒請求を出したのであって、和歌山地方裁判所に弁護士懲戒請求を出したのではない。債権者らは、弁護士であるにもかかわらず、弁護士法すら、理解していないのには驚いている。弁護士は、国より高度な自治を与えられているので、懲戒請求の問題を、まだ一度も、債務者が和歌山弁護士会から、事情聴取を受けていない状況で、司法判断を要請するということは、自分たちが、弁護士なのに、弁護士の高度な自治を自分たちが、否定するという和歌山弁護士会にとって、反逆的な態度をとっているとしか見えない。

2. 債権者が主張する債務者の違法行為について

(1) 債務者の発信している情報

債権者がこれらの記事の削除を求めているというが、その削除要求が、仮処分命令申立書には

記載されていない。

架空の要求でもしているのではないかと疑ってしまう反論である。

なにを削除してほしいのか、さっぱりわからないような要求を突きつけることは、債務者の業務を妨害するものであり、損害賠償の対象になると理解している。

(2) スレッド内の投稿を、具体的に違法と債権者が指摘をしていない。違法でない投稿を削除しろという命令を出す権限は裁判所にもない。

データ保存についての債権者らの理解力の貧しさには、驚いている。

投稿者の投稿に違法性阻却事由があれば、投稿者の投稿を削除するのは、投稿者の著作権を侵害するという違法行為になる。そうなると、投稿者は、慰謝料等の損害賠償の権利を持つことになる。現状復帰ができるとなれば、投稿者の慰謝料等の損害賠償の権利主張は免れないところはあるが、話し合いで、投稿者と解決もできると、債務者は思っている。

債務者は第三者である。投稿者の慰謝料等の損害賠償の対象は、債権者となる。

債務者は第三者であるので、削除を拒んでいるのは、投稿者の慰謝料等の損害賠償の権利主張に対してであって、投稿者の権利が守られ、債務者が免責になるのなら、債務者は、削除要求に対して拒むことはない。

債権者は、名誉毀損罪について、債務者が黙ったと主張しているが、債権者は、「アカギさんに聞けとか」(債務者はアカギさんというのは誰のことか全然わからない)、訳のわからないことを言い出し、「アカギさんって誰ですか?」と、債務者は答え、債務者は債権者の訳のわからないことには対処できないのは当たり前である。

債務者は、「捜査機関が、捜査しているのに、なぜ、捜査機関にまかせないのだ?」と聞き返しているが、債権者は、捜査機関でないのに、「捜査の話は答えられない」とか、訳のわからない答えをしていたので、妄想で答えているのか?と唾然としていた。債務者は、債権者の妄想でこのような、訴えを出してくるような、法、常識を超えた狂った訴えであると判断している。

(3) 債権者の反論③ A について

当該投稿については、一見して、閲覧者に意見を聞いている投稿であり、債権者の言う名誉毀損については、目的等は、第三者だとわからない。第三者である債務者にとっては、名誉毀損と

判断するには情報不足であるのは明白である。当事者がわかっているのなら、当事者同士で、話し合う、あるいは、法廷で争うなりして、決着をつけてから、処置を行うのは当然の話である。このような当然の話が理解できない債権者の資質に疑問がある。

また、本投稿については、債権者が、■■■■氏と特定を行っているのなら、■■■■氏と話し合いを行うあるいは、法的処置をとり、決着を付け、その結果を持って、債務者に要請をすれば、債務者は、問題なく処置ができる。こういう当たり前のことが理解できない債権者の意識に大きな問題がある。債務者が、懲戒請求を出したのは、平成26年2月19日付の通知書では、債務者は対処できないからである。このような、対処できない通知書に対して懲戒請求を出している。

債権者は企業倫理とかコンプライアンスとか言葉を出しているが、上記を理解できない債権者が、企業倫理やコンプライアンスなんか理解できるはずがない。

また、平成26年2月19日付の通知書では債権者らが、証拠隠滅のために通知書を送付してきた疑いもあり、債務者は、債権者の証拠隠滅の共犯者になるのを恐れて懲戒請求を出したという背景もある。このように、債権者は、通知書によって無理難題を債務者に対して行い、債務者の業務を妨害するという懲戒請求を出されても当然な行為を行っているのである。

(4) 債権者の反論③ B について

債務者は、投稿について削除は行っていない。削除を行ったのは投稿者である。それも、債権者らが特定した■■■■氏以外の投稿者である。これは、平成26年2月19日付の通知書にある、「記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」という文面に脅かされたのは明らかである。債権者らが特定した■■■■氏は、法廷で争うと債務者に明言していたので、■■■■氏と関係のない投稿者が削除を行ったのは、明らかである。これは言論の自由、表現の自由の侵害以外なにもものでもない。債権者は、責任逃れのため、ごまかしを行っているのは明白である。こういう事態も、債務者に懲戒請求を出させる動機となっている。

(5) 債権者の反論 C について

債権者らは、■■■■氏に対して出した平成26年2月10日付の通知書で、■■■■氏に削除を要求した中に債務者のサイトのスレッドが含まれているのをごまかそうとしている。このように、債権者の姑息

な意図が、はっきりと現れている反論である。

(6) 債権者の反論 D について

債権者らは、自分たちが記載した平成26年2月19日付の通知書にある、「記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」という文面を自分たちで理解できないのが露呈している。この文面で、捜査機関が捜査を行うというのは当然の話だから、現状を保全するのは、当然の話である。こういうことを債権者がまったく理解していないから、懲戒請求を出されるのである。このようなことが理解できない債権者らが、違法性を語ること自体、間違っているとしか思えない。債務者のサイトでは、判断できるのは債務者のサイトに対する攻撃とみなされる投稿で、攻撃とみなされる投稿は削除するが、それ以外の投稿については、違法性阻却事由を持つ可能性があるものは、違法性を判断できないので、削除は行わない。債権者は違法な投稿でなければ削除義務は生じないと言いながら、明らかに違法でない投稿も削除の要求を出している。

(7) 債権者の反論(③(④の誤り?)について

まず、和ネット被害者という架空のものを上げて、債務者のサイトを誹謗中傷している債権者に謝罪を要求する。具体的に被害者の例示も上げず、虚偽の内容を挙げ連ねているのには、呆れている。債権者は、債務者のサイトで反論をしようにも、債権者側の肩を持つ投稿が皆無なので、反論ができないのを棚に上げているのが見苦しい。債務者は、中立になるように債務者のサイトを誠実に運営している。

3. 債権者の反論同3項について

矛盾したことを記述している。名誉毀損の知識がなければ、違法性なんてわかるはずがない。しかし、債権者は、債務者は違法性を認識していると主張している。債権者の主張は無茶苦茶である。このような主張をするようだから、懲戒請求が出されるのは当然である。

なお、本文については、プロバイダ責任制限法ガイドラインより転載している。債務者のサイトは、プロバイダ責任制限法ガイドラインに沿って運営を行っている。

4. 債権者の反論同4項について

違法性阻却事由がある、または、違法性がない投稿を削除した場合、その投稿者が現状回復を

求めるのは当然のことである。

5. 第3(保全の必要性)について

なにが、屁理屈か具体的に記述できないところに債権者が反論できないところが現れていて見苦しい。

6. 債権者の反論第4(債権者の疎明方法について)

(1)1(1)について

事実であるのは、添付書類をみれば、誰でも理解できる。

(2)1(2)について

具体的なものを提示できずに悪の温床というレッテルを貼って債務者のサイトの誹謗中傷を行っている。このような債権者らが、名誉毀損を主張すること自体、間違っているとしか考えようがない。

(3)1(3)について

コンピュータの知識が皆無なので、債権者は理解できないのが露呈している。

(4)1(4)について

濫用事例も例示できないので、債権者らに対する懲戒請求は正当なものだと債権者が白状している。

(5)1(5)について

債権者は、掲示板を管理する能力や資格という訳のわからない言葉を使い債務者を誹謗中傷しているに過ぎない。コンピュータシステムの仕様によって、管理の方法も変わってくる。どの掲示板システムも同じではない。

(6)2について

債権者は、掲示板管理者としての自覚という訳のわからない言葉を使い、債務者を誹謗中傷しているのに過ぎない。

管理については、人間がほとんど管理に関与する必要がないコンピュータシステムが優秀なシステムである。

(7)3. について

このスレッドでは、債務者の懲戒請求に対する疑義はいっさい投稿されていない。このことから、債務者の正当性がある証拠でもある。

(8)4. について

回答書には、削除拒否の記述はない。司法の判断ができれば送信防止処置を行うと書いている。債権者には日本語がわからないようである。

(9)5. について

閲覧者の立てたスレッドに対しての債権者の嫉妬である。誰も債権者の味方になってくれないので、債務者を誹謗中傷しているだけである。

(10)6. について

債務者は、債権者を公平に扱っていても、債権者らはそれがわからない。このような債権者には、公平性が理解できないのは明白である。

以 上